

農薬アドバイザー講習会で「農薬取締法の概要」について解説しました

2020年11月5日、2020年度農薬アドバイザー講習会が滋賀県庁で開催されました。滋賀県では、農薬の適切な販売や使用のために必要な知識、技術を習得した農薬アドバイザーを設置しています。本講習会は2005年から開催されており、農薬アドバイザー認定を受けるために受講が必須となっています。

講習会では、(1)農薬の適正使用と危被害防止、(2)農薬取締法の概要、(3)毒物及び劇物取締法の概要、(4)食品衛生法の概要、残留農薬検査について、講演がありました。このうち、『(2)農薬取締法の概要』について、滋賀県病害虫防除所が担当し、農薬販売者が農薬を適正に流通させる、または使用者が安全・適正に使用するために順守しなければならない事項について解説しました。

今回の農薬アドバイザー認定者は50名で、延べ認定者数は5,263名となりました。認定有効期間は、3年後の年度末までです。継続更新を希望される場合は、期限内に本講習会を再度受講してください。



講習会会場の様子。



当所職員による解説。